

IV 暮らしを支えるさまざまな制度



地域には、暮らしを支えるさまざまな支援制度があります。

1 おうちでの生活のサポート～在宅サービスについて～

ここでは、地域が行う支援のなかでも特に身近な、「在宅サービス」と呼ばれるものについて説明します。



(1) 訪問看護

訪問看護は、国の「医療保険制度」のもとで行われるサービスです。主治医の指示書に基づき、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師が自宅を訪問して、病気や障がいの状況に合った必要な支援を行います。

主な支援の内容

- 健康状態の確認
- 生活するうえでの相談とアドバイス
- リハビリテーション
- 医療的ケア（点滴、注射、吸引など）
- 緊急時の対応（24時間対応体制をとっているステーションもあります。）
- 主治医、薬剤師などとの連携



【窓口】主治医に相談のうえ、お近くの訪問看護ステーション・訪問看護事業所にお申し込みください。（県内の訪問看護ステーションの一覧→P60）

【対象者】通院することが困難で、主治医から訪問看護の指示書が発行される方

【利用回数】通常週3回までで、1回の訪問時間は30分から1時間半程度となります。

※ 人工呼吸器を使用しているなど、お子さんの状況によっては毎日利用したり、1日に複数回利用することが可能な場合もありますので、相談してみましょう。

【自己負担】医療保険制度や各種医療費公費負担制度による自己負担となります。

次のページからは、国の「障害者福祉制度」のもとで行われるサービスについて説明します。障害者福祉制度は、「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」に分けられます。

○ 障害福祉サービス とは

障がいのある人々の、障がいの程度や生活環境等を踏まえ、個別に支給決定が行われるもの。利用にあたっては、「障害児支援利用計画」等の作成が必要。

○ 地域生活支援事業 とは

市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できるもの。

どちらも、利用する場合には市町村の障がい福祉担当課への相談が基本です。

まずは、「障害福祉サービス」の主なものから見ていきましょう。
（「地域生活支援事業」についてはP18）

（２）相談支援

相談支援事業所は、「障害福祉サービス」を利用するために必要な、障害児支援利用計画やサービス等利用計画を作成する専門機関です。

主な支援の内容

- 障害児支援利用計画やサービス等利用計画の作成
- 関係機関との連絡調整
- 生活するうえでの相談とアドバイス など



【窓口】お近くの相談支援事業所にお申し込みください。
（地域にある相談支援事業所の詳しい情報等に関しては、
お住まいの市町村の障がい福祉担当課にお問い合わせください。）

【対象者】障害福祉サービスの利用を考えているすべての障がい児（者）

【自己負担】自己負担はありません。

（３）居宅介護（ホームヘルパー）

居宅介護は、介護のプロである、資格を持ったヘルパーが自宅を訪問し、必要な支援を行います。下記の支援が主なものですが、特定の研修を修了することによって、吸引や経管栄養といった一部の医療的ケアを行うことが可能な場合もあります。

（県内の訪問系サービス提供事業所一覧→P61～64）

主な支援の内容

- 身体介護（主に入浴やトイレ、食事の介助など）
- 家事援助（主に料理や掃除、洗濯など）
※ 保護者の方が行う家事の援助ではありませんので、ご注意ください。
- 生活するうえでの相談やアドバイス など

【窓口】お住まいの市町村障がい福祉担当課もしくはご利用の相談支援事業所にご相談ください。

【対象者】日常生活において介助が必要な在宅の障がい児（者）

【自己負担】原則として、費用の1割となります。（詳しくは→P17）

（４）児童発達支援

心身の発達に遅れがあったり、集団での行動が難しいなどの困難を抱えた就学前のお子さんご家族に対して必要な支援を行うのが、児童発達支援です。（関連コラム→P28）

通所で行うサービスで、児童発達支援事業所と児童発達支援センターのふたつに分けられます。

★ 児童発達支援事業所

主な支援の内容

- 日常生活における動作の指導
- 知識技能の付与
- 集団生活への適応訓練
- 家族に対する支援

など

★ 児童発達支援センター

主な支援の内容

- 日常生活における動作の指導
- 知識技能の付与
- 集団生活への適応訓練
- 家族に対する支援



- 専門性を生かした相談支援
- 障がい児を預かる施設などへの援助・助言（保育所等訪問支援）

など



【窓口】 お住いの市町村障がい福祉担当課もしくはご利用の相談支援事業所にご相談ください。

【対象者】 集団療育や個別療育が必要な未就学の障がい児

【自己負担】 原則として、費用の1割となります。（詳しくは→P17）



（5）放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に継続的な支援を行います。通所で行うサービスで、学校と事業所間の送迎を行ってくれるところもあります。（関連項目→P30）

主な支援の内容

- 生活能力のために必要な訓練や、社会との交流の促進
例）・ 創作的活動や作業活動
・ 地域交流の機会の提供
・ 余暇の提供
- 学校との連携・協働

など



【窓口】 お住まいの市町村障がい福祉担当課もしくはご利用の相談支援事業所にご相談ください。

【対象者】 学校に就学している障がい児

【自己負担】 原則として、費用の1割となります。（詳しくは→P17）



(6) 短期入所

障害児福祉施設（→P2）へお子さんを短期間入所させ、必要な支援を行うことを、短期入所といいます。入所させる、と聞くと少し身構えてしまうかもしれませんが、宿泊をしない日中だけの利用（日中一時支援といいます）や1泊2日のお泊りでの利用も可能です。

どういう時に使えるの？

ご自宅で介護を行う方が病気にかかってしまったときはもちろん、いろいろな場面で利用できます。

例えば…

- 休息・息抜きしたいとき（レスパイト）（関連コラム→P19～20）
- 冠婚葬祭など外せない用事があるとき
- きょうだい児との時間を確保するため など



また、短期入所には「福祉型短期入所」と「医療型短期入所」があります。大まかな事業の内容は同じですが、下記のような違いがあります。

福祉型 短期入所

- 【事業者】 社会福祉法人、合同会社など
- 【対象者】 在宅で生活をする障がい児（者）
- 【主な支援内容】
入浴やトイレ、食事の介助 など

医療型 短期入所

- 【事業者】 病院、診療所など
- 【対象者】 重症心身障害児（者）など、福祉型短期入所で受け入れが難しい障がい児（者）
- 【主な支援内容】
 - 入浴やトイレ、食事の介助
 - 医療的ケア など

【窓口】 お住まいの市町村の障がい福祉担当課、もしくはご利用の相談支援事業所へご相談ください。

【自己負担】 原則として、費用の1割となります。（詳しくは→P17）

日中一時支援については、国の「障害者福祉制度」に基づいた「障害福祉サービス」として以外にも、「地域生活支援事業」として市町村の創意工夫により行われている場合（→P18）と、県内の医療機関が行っている場合があります。

病院で行う日中一時支援（病院レスパイト）

- 【目的】 ご家族の仕事の都合や、一時的な休息をとってもらふことなど。
- 【窓口】 実施医療機関（P67）の窓口
- 【対象者】 医療的ケアが必要な在宅の障がい児
- 【利用料】 原則として無料。詳しくは医療機関の窓口にお問い合わせください。

自己負担って？

サービスを利用したときに、みなさんが支払う料金のことです。

障害福祉サービスに関しては、どのサービスにどれくらいの料金がかかるのかについて、厚生労働省の基準で細かく定められています。また、利用する方の障がいの程度や、利用する施設によっても異なりますが、みなさんは、利用したサービスの利用料金全体のうち、原則として1割を負担することになっています。残りの9割は、公費で助成されます。

自己負担は、基本的には、1か月ごとにまとめて支払います。そのため、1か月ごとの「負担上限月額」というものも決まっています。みなさんは、「費用の1割」もしくは「負担上限月額」のどちらか少ない金額を、利用した施設に支払うことになります。この「負担上限月額」も、ご家族（世帯）の収入の状況等によって段階的に定められています（下記参照）。

また、自己負担額としては、サービス利用料とは別に、例えば、施設で食事をした場合の食費の支払いが必要になることがあります。この食費に関しても、別途、負担軽減措置の対象となる場合がありますので、お住まいの市町村の障がい福祉担当課、もしくはご利用の相談支援事業所や利用を希望する施設に問合せみましょう。

（障害福祉サービス及び障害児支援の利用者負担）



区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯	（障がい者の場合） 所得割16万円未満 ※ 入所施設利用者（20歳以上）、 グループホーム利用者を除く。	9,300円
		（障がい児の場合） 所得割28万円未満 ※ 20歳未満の入所施設利用者を含む。	通所支援、居宅介護 （ホームヘルパー） 利用の場合 4,600円 入所施設利用の場合 9,300円
一般2	上記以外		37,200円

入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般2」。

※ 障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて上記4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※ 食費等について、負担軽減措置の対象となることがあります。





続いては、「地域生活支援事業」について見ていきましょう。
市町村が主体となり、その創意工夫によって柔軟に実施できるとされている「地域生活支援事業」ですが、種類も多く、また、すべての市町村がすべての事業を行っている訳ではないことに注意が必要です。さらに、実施していても、利用にあたって要件を定めている場合もありますので、利用を考えている場合には、お住まいの市町村障がい福祉担当課にお問い合わせください。



〔7〕訪問入浴サービス（入浴車の派遣）

重度の障がいなどのために家庭での入浴が困難な方に対して、地域のヘルパー等が自宅を訪問して、入浴のための支援を行う事業です。浴槽を提供してもらえることが大きな特徴といえます。

主な支援の内容

- 入浴の介護
- 浴槽の提供



【窓 口】お住まいの市町村障がい福祉担当課もしくはご利用の相談支援事業所へご相談ください。

【対象者】日常生活において介助が必要な在宅の障がい児（者）

【自己負担】各市町村で負担額を設定しています。詳しくは窓口でお問い合わせ下さい。

〔8〕日中一時支援

市町村が地域の実情等に応じて実施している日中の一時預かり事業です。障がいをお持ちの方の日中の活動の場を確保することによって、その家族の就労支援や、一時的な休息を目的としています。なお、実際の支援の場は、障害福祉サービスの施設・事業所や、学校の空き教室などを提供することが想定されており、市町村によっては、送迎サービスが実施されているところもあるようです。

主な支援の内容

- 日中の見守り
- 日常的な訓練
- その他、市町村が認めた支援



【窓 口】お住まいの市町村障がい福祉担当課もしくはご利用の相談支援事業所へご相談ください。

【対象者】在宅で生活している障がい児（者）

【自己負担】各市町村で負担額を設定しています。詳しくは窓口でお問い合わせ下さい。





「レスパイト・サービス」をご存知ですか？



「レスパイト (respite)」とは、「一時的な休息、息抜き」という意味の英語です。派生して、在宅で障がいをお持ちの方や介護が必要な高齢者のケアをするご家族に対する、負担を軽減するための家族支援サービスを、「レスパイト・サービス」と呼びます。

その枠組みは広く、福祉施設に一定期間預かってもらうもの(日中の数時間から宿泊まで)や、訪問看護師さんやヘルパーさんに自宅に訪問してもらうものなどがあります。



レスパイト・サービスを受けるポイント

○預け先の確保

- いざというときに使えるよう、早めに預け先を見つけておきましょう。
- パパやママが病気で入院すること考えられるので、預け先は、できれば複数見つけておきましょう。

○お子さんの不安解消

- パパやママのいない環境は、お子さんも不安になるものです。お子さんが預け先の環境やスタッフの方々慣れるためにも、サービスは定期的にご利用しましょう。
- 預ける予定が決まったら、「どこに、何のために行くのか、いつ家に帰れるのか」などを事前にお子さんに説明しましょう。
- お子さんが預け先で安心して過ごせるよう、好きなおもちゃやぬいぐるみを持たせましょう。また、時間があるときは面会に行って、顔を見せましょう。

○預け先への申送り

- お子さんの障がい特性や今までの経過、日ごろのケア、お子さんが好きなことや嫌いなことなどを書いた「申送書」を作り、預け先に渡しましょう。

○自宅での一時預かり

- 日中、一時的に預かってもらうため、訪問看護師さんやヘルパーさんに留守番をお願いしてみましょう。
- たん吸引が必要な場合は、事前にヘルパーさんから「たん吸引研修」を受けてもらいましょう。

○支援者を増やす

- 家族以外の大人や子どもと触れ合うことで、お子さんの成長が期待されます。他者にわが子を預けることは勇気がいるし、手間がかかることもありますが、日ごろから多くの方に協力してもらい、周りの支援者を増やしましょう。



自分に合ったリフレッシュ方法を見つけましょう

医療的ケアが必要なお子さんに限らず、子どもたちの健やかな成長のためには、何よりもご家族が、心身ともに健康であることが大切です。子育て中はただでさえ疲れがたまってしまいがち。医療的ケアに疲れる前に、自分に合ったリフレッシュ方法を見つけ、息抜きをしましょう。

お子さんが一人で通園している間に♪

県内でも、お子さんが日中に通える児童発達支援事業所が増えています。

お子さんが一人で通園できるようになったら、パパやママも一人の時間を大切にしましょう。



無理はしないで！

疲れたなと思ったら、なるべく無理をしないで過ごしましょう。短期入所や日中一時支援を適切に利用して、まとまった休息時間を作ることも大切です。

**体をほぐして
心身のリフレッシュ♪**

マッサージやヨガに行ったり、家でストレッチをしたりして体をほぐしてみても良いでしょう。思いの外スッキリするものですよ。

週末は家族にお願いして外出♪

週末は家族にお子さんをみてもらって、友達と食事をしたり、カフェで過ごすのも気分転換になります。

夜は一人寝♪

夜は祖父母にお願いして、ゆっくり眠れる時間を作るのもいいですね！



訪問看護師さんやヘルパーさんは強い味方です！

訪問看護師さんやヘルパーさんが来ているうちに、お風呂でリラックス、というのはいかがですか？

ご紹介

かなで
ことばのテイルーム 奏 「おしゃべりカフェ まのラボ♪」

住所：山形市吉原 3-1-5 電話：023-673-9681

〇月1回（不定期）、クラフト制作を通して交流や休息を目的として開催しています。これまで、スイーツデコ、レジン（アクセサリー）、パステルアート、アロマ etc を制作してきました。

〇いつもの場所で、いつもの笑顔に心癒され、集中した時間の中で、ちょっと現実逃避してみませんか？ 関心のある方は、どなたでもご参加いただけます。お気軽にお問い合わせください。



2 補装具・生活用具の支給

日常生活を営むにあたって必要なさまざまな道具を、支給したり、貸与したりする制度があります。

道具の種類は
2つ!



身体のハンデ
そのものを補うための
「補装具」

日常の暮らしを
楽にするための
「日常生活用具」



(1) 補装具給付

体の大きさと発達に合った適切な道具を身に着けることによって、身体にハンディキャップを持つ方々の生活が向上することを目的として、補装具の購入や修理、借受けに係る費用を支給するものです。障害者総合支援法に基づいて行われる制度ですので、補装具の種目、金額、耐用年数などは、国の基準で細かく定められています。

補装具の種目

義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置



★実物写真も掲載しています。詳しくはP24「コラム」をご覧ください。

【窓 口】お住まいの市町村障がい福祉担当課

【対象者】補装具を必要とする障がい児（者）、難病患者など

※ 身体障がいの種別、等級によって交付種目が
違います。
※ 給付の対象となる方についても基準で定め
られています。
詳しくは窓口にお尋ねください。



申請に必要な書類等

- 申請書
- 身体障害者手帳
- 指定医による意見書
- 世帯の課税状況を確認できる書類
- 給付を受けたい用具のカタログ等
- 印鑑
- マイナンバーカード等

【自己負担】原則1割（所得に応じて負担上限あり）

ただし、市町村民税課税額が46万円以上の世帯は対象外となります。

(2) 日常生活用具の給付

日ごろの暮らしを支えることを目的にした日常生活用具の給付制度は、「地域生活支援事業」で行われるものと、「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業」で行われるものとに分けられます。



地域生活支援事業で行われる場合

日常生活用具の種目

- 介護・訓練支援用具……特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト など
- 自立生活支援用具……入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽 など
- 在宅療養等支援用具……透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引機、酸素ボンベ運搬車 など
- 情報・意思疎通支援用具…携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器 など
- 排泄管理支援用具……ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器
- 居宅生活動作補助用具……住宅改修費



★実物写真も掲載しています。詳しくはP24「コラム」をご覧ください。

【窓 〇】お住まいの市町村障がい福祉担当課

【対象者】日常生活用具を必要とする障がい児（者）、難病患者など



申請に必要な書類等

- 申請書
- 身体障害者手帳
- 指定医による意見書
- 世帯の課税状況を確認できる書類
- 給付を受けたい用具のカタログ等
- 印鑑
- マイナンバーカード等



住宅改修工事を申請する場合は
□工事図面（平面図） □工事の見積書
□改修工事前の写真 必要です。

【自己負担】 各市町村で負担額を設定しています。
詳しくは窓口でお問い合わせください。



小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業で行われる場合

日常生活用具の種目

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻



【窓 口】 お住いの市町村障がい福祉担当課

【対象者】 小児慢性特定疾病医療費助成事業（→P8）の対象児

【自己負担】 ご家族の所得に応じた自己負担があります。

気を付けましょう！！

補装具・日常生活用具の支給等は、購入後（修理後）の申請ができない場合があります。

制度を利用したいと思ったときは、購入する **前** に、
お住まいの市町村の障がい福祉担当課に相談しましょう。



0903

「補装具」あれこれ



補装具は、身体障がいのあるお子さんの身体機能を補完・代替する道具です。身体障害者手帳の内容や等級によって、対象となるものが決まっていますので、便利そうでも身体の状態や生活環境によっては使えないものもあります。主治医やリハビリの先生に相談したり、市町村障がい福祉担当課（福祉事務所）に聞いてみてください。

主な補装具（例）

下肢装具
（有限会社エムサポート製）



くつ
（株式会社田村織機製作所製）



側室矯正装具
（有限会社エムサポート製）



お子さんの体形に合わせて製作されます。

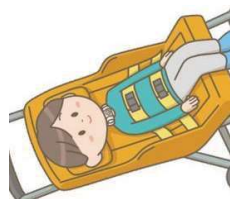
座位保持装置
（株式会社ささく工房製）



バギー型車いす
（株式会社ささく工房製）



起立保持具
（ハジフイックサフライ株式会社製）



歩行器
（株式会社ささく工房製）



「日常生活用具」あれこれ



日常生活用具は、お子さんやその家族の日常生活を支える道具です。各市町村が給付もしくは貸与してくれるものもあります。ただし、便利そうでもお子さんの状態によっては申請できないものもあります。市町村障がい福祉担当課（福祉事務所）にご相談ください。



主な日常生活用具（例）

特殊寝台二介護用ベッド
PARAMOUNT BED



移動用リフト
（株式会社モリト一製）



バルスオキシメーター
（日本精密測器株式会社製）



ヘッドガード
（キヨタ株式会社）



ネブライザー（吸入器）
（新鋭工業株式会社製）



お風呂に入れるとき助かります。

住宅改修費二小規模改修



電気式たん吸引器
（新鋭工業株式会社製）



障がい児を対象とした障害福祉サービスを利用するには

支給決定を受けましょう

障がいをお持ちの方が障害福祉サービスを利用したいと思ったとき、まず必要になるのが支給決定です。この支給決定を受けることによって、サービスを利用した際の利用料について、公費の助成が受けられるようになります（→P17）。この支給決定は、お住まいの市町村（厳密には、「障がい児（18歳未満）の保護者の居住地の市町村」）で行われます。

「医療的ケアスコア」とは

支給決定を行うための材料のひとつとなるものが「医療的ケアスコア」です。「判定スコア」と呼ばれる場合もあります。スコアの項目はP26の14類型で、①必要な医療的ケアや、②見守りの必要性等について、主治医が判定して作成します。

サービス利用の流れ



支給申請をする

支給決定を受けるために、お住まいの市町村障がい福祉担当課へ支給申請をします。

※ 先に相談支援事業所の選定を求められる場合があります。お住まいの地域の相談支援事業所の詳細については、市町村障がい福祉担当課へお問い合わせください。（相談支援事業所の説明はP14）



「障害児支援利用計画（案）」等の作成依頼

利用を希望するサービスの種類によって、「障害児支援利用計画」を作成するか「サービス等利用計画」を作成するかが変わります。支給申請にはこれらの「利用計画（案）」が必要となるため、相談支援事業所に作成を依頼しましょう。



お子さんの心身の状況等や希望するサービスなどの聴き取り

お子さんやご家族の状況、利用を希望するサービスなどについて聴き取りを行います。併せて、「医療的ケアスコア（判定スコア）」の作成が必要かどうかを、下記の手順によって判断します。

※ 別途、障害支援区分調査が必要となる場合があります。その場合は、市町村の認定調査員（市町村から委託を受けた相談支援事業所の職員が行う場合もあります）が、ご自宅等に訪問します。

Q1 利用するお子さんはNICU等から退院する予定又は退院して間もないですか？

はい

いいえ



○判定スコアが**必要になる可能性がある**ため、市町村の担当窓口を確認をおねがいします。



Q2 利用を希望するサービスは以下のどれになりますか？

- 1：児童発達支援（医療型児童発達支援を除く）
- 2：放課後等デイサービス
- 3：短期入所（重度障害者等包括支援で実施する場合を含む）
- 4：その他

「1」「2」「3」のいずれかに該当する場合

「4：その他」**だけ**に該当する場合

次のページのQ3へ

○「判定スコア」の作成は**不要**です。

Q3 サービスを利用するときに、下の1～14のいずれかの医療的ケアを受ける必要がありますか？

1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気胞、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理
2	気管切開の管理
3	鼻咽頭エアウェイの管理
4	酸素療法
5	吸引（口鼻腔・気管内吸引）
6	ネブライザーの管理
7	経管栄養
	(1) 経鼻胃管、胃ろう、経鼻腸管、腸ろう、食道ろう
	(2) 持続経管注入ポンプ
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧病治療薬、医療用麻酔 など）
9	皮下注射
	(1) 皮下注射（インスリン、医療用麻酔 など）
	(2) 慈徳皮下注射ポンプ使用
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）
11	継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）
12	導尿
	(1) 利用時間中の間欠的導尿
	(2) 持続的導尿 （尿道留置カテーテル、膀胱ろう、胃ろう、尿路ストーマ）
13	排便管理
	(1) 消化管ストーマ
	(2) 摘便、洗腸
	(3) 浣腸
14	痙攣時の座薬挿入、吸入、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 ※ 医師からの発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以上の既往がある場合

1～14のいずれかに該当する場合

1～14のいずれにも該当しない場合



○「判定スコア」の作成が**必要**です。
主治医に作成を依頼してください。

※ 事業所によっては、「判定スコア」を必要としない場合もあります。

○「判定スコア」の作成は**不要**です。



希望するサービスを提供している事業所の見学・選定

見学は随時受け入れている事業所がほとんどです。相談支援事業所が仲介をしてくれる場合もありますので、相談してみましょう。



「障害児支援利用計画（案）」等の提出

相談支援事業所が、ご家族の希望と、支給申請の際に行われる各種調査の結果等を踏まえ、「障害児支援利用計画（案）」又は「サービス等利用計画（案）」を作成し、市町村へ提出します。



支給決定

支給決定通知書・受給者証の交付



「障害児支援利用計画」等の作成

相談支援事業所が、支給決定の内容等から、ご家族の希望する障害福祉サービスの事業者の調整などを行い、利用計画を作成して市町村へ提出します。



利用契約

利用予定の事業所や施設に受給者証を提示して利用を申し込み、契約を結んでください。



サービス利用開始

契約に基づいてサービスを利用します。サービスの利用後は「自己負担額」等（詳しくはP17）を事業所や施設にお支払いください。

ちょっとひといき



医療的ケア児支援法でなにが変わったの？



令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」。この法律は、下の図のような形で構成されています。

安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現

- ① 医療的ケア児本人の健やかな成長を図ること
- ② ご家族の離職防止に資すること

国・地方公共団体による
責務と措置

保育所の設置者
学校の設置者等の責務と措置

【基本理念】

- I 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援すること
- II 個々の医療的ケア児の状況に応じた支援を切れ目なく行うこと
 - 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるように最大限配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援
- III 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援を行うこと
- IV 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策を行うこと
- V 居住地域に関わらず等しく適切な支援を受けられる施策を講ずること

これまでの支援から「大きく転換すること」を目指した法律ではありませんが、医療的ケア児とその家族に対する支援策において、国・地方公共団体、保育所や学校等の設置者等の義務が明確化され、責任の所在が明らかになりました。今後は、「医療的ケア児支援センター」の設置運営をはじめ、保育所や学校においても、医療的ケア児の受け入れが進んでいくものと思われます。

山形県内でも、令和4年度から医療的ケア児の受け入れを開始した保育園があります！



4 児童発達支援の事業所で行っているサービス

児童発達支援の事業所は、心身の発達に心配がある未就学のお子さんやその家族に対して、身近な地域で支援する通所施設です。

歩き始めるのが遅いといった運動面、ことばが遅い、お友達とうまく遊べないといったコミュニケーションなどの課題に対して、個別または集団での指導・支援を行うほか、幼稚園や保育園のように遊びや学びの場を提供します。



主な支援内容（例） ※ 支援内容は、事業所によって異なります。



個別支援計画に基づいて、様々なカリキュラムを組み合わせることができます。

○ことば

声かけなどで発語をうながしたり、語彙を増やしたりします。

○コミュニケーション・社会性

社会性のトレーニングや自由遊びなどを通して、お友達や周りの人と上手にコミュニケーションをとる方法を学びます。

○日常生活動作

食事・トイレ・着替えなどの基本的な生活習慣のトレーニングを行います。

○運動

遊びながら楽しく身体を動かすことで、運動機能の発達をうながします。

○親子関係

一緒に過ごすことが多い就学前の親子にとっては、離れて過ごす「母子分離」も大切な体験となります。一方、親子で一緒にプログラムを受け、パパやママがお子さんとの関わり方を学ぶこともあります。



一日の過ごし方（例）

※ 一日のカリキュラムは、事業所によって異なります。

